

令和5年度 第1回下野市環境審議会 議事録

日時:令和5年7月4日(水) 午後2時～午後3時40分

場所:下野市役所2階 203会議室

出席委員:中村祐司会長、三橋明美委員、國井利恵子委員、後藤勲委員、

中川賢一委員、川中子幹彦委員、阿部光幸委員、隅谷サヨ子委員

平澤幸彦委員、野沢定雄委員、新井有明委員、高梨真紀委員、川田玲子委員

事務局:坂村市長、若林環境課長、松本課長補佐、杉山課長補佐、山口主査

○次第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 自己紹介
- 5 会長及び副会長の選任について
- 6 会長あいさつ
- 7 会議成立の確認及び会議録署名人の指名
- 8 議事
 - (1) 下野市環境審議会について
 - (2) 下野市環境基本計画(第Ⅲ編及び第Ⅳ編)の進捗状況について〔資料1・資料2〕
・令和4年度実績報告
 - (3) 第二次下野市環境基本計画について〔冊子〕
 - (4) 下野市路上喫煙の防止に関する条例施行後の経過について〔資料3〕
 - (5) ごみの減量化について〔資料4〕
 - (6) その他
- 9 閉会

1.開会

事務局 本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから、令和5年度第1回下野市環境審議会を開催いたします。

司会を務めます環境課長補佐の松本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

2.委嘱状交付

事務局 始めに委嘱状の交付を行います。時間の都合上、代表による交付といたします。

皆様を代表して、宇都宮大学中村祐司様へ委嘱状をお渡しいたします。中村様、前へお進みください。

<市長から中村様に委嘱状を交付>

ありがとうございました。

なお、他の委員の皆様の委嘱状につきましては、名簿と併せてお席に配付いたしましたので、よろしくお願いいたします。委員の任期は2年でございます。

3.市長あいさつ

坂村市長 皆様改めまして、こんにちは。大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。そして、ただ今委嘱状を交付させていただきましたが、改めて環境審議会の委員をお引き受けいただきましたこと、心から感謝を申し上げたいと思います。また、委員の皆様におかれましては、日頃から環境行政につきまして、ご理解、ご協力を賜りますこと、重ねて御礼申し上げたいと思います。

下野市におきましては、平成24年3月に制定をしました環境基本条例に基づきまして、平成25年に下野市環境基本計画を策定し、推進をしてまいりました。この目標を達成するためには、市の取組みだけではなく、市民の皆様、企業の方々と協働して、環境の保全に対して行動していくことが必要となります。環境に対する取り組みにおきましては、これはそう簡単に行くものではないという認識がございます。もちろん、私たち行政もしっかり責任をもって行わなければならないと思いますけれども、市民の皆様も一人お一人色々な気持ちを込めて取り組んでいただくことが、どうしても必要となっております。そのようなことを踏まえまして、この計画の目標の達成のためにもどうか新しい体制での進捗管理等が重要でありますので、持続可能な社会の実現に向けまして、本日の会議も忌憚のないご意見をいただきまして、ご協力を引き続きよろしくお願いいたします。

皆様のこれからのご健勝とご活躍を心からお祈り申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞ皆様よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございました。

大変申し訳ございませんが、市長はこの後公務がございますので、ここで退席させていただきます。

4.自己紹介

事務局 続きまして、自己紹介に入ります。委員の皆さまに自己紹介をお願いします。お席に配付した、名簿順にお願いいたします。

<委員自己紹介（名簿順）>

ありがとうございました。続きまして、事務局の自己紹介をいたします。

<職員自己紹介>

本日は、市民生活部長の直井が出席の予定でしたが、急遽所用のため、欠席となりました。また他に名簿 No. 6 峯岸あかね、No. 7 野澤真隆がおります。

5. 会長・副会長の選任について

事務局 続きまして、会長・副会長の選任でございますが、会長及び副会長が決まるまでの間、環境課長の若林が議長を務めさせていただきます。

若林課長 下野市環境審議会規則（第二次下野市環境基本計画 資料 12 ページ）第 2 条第 1 項の規定に基づき、「審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める」こととなっております。意見がございましたら、委員の皆さまからご発言願います。

野沢委員 会長・副会長の選任について、事務局から何か案はありますか。

若林課長 事務局の案を求める発言がありましたが、事務局案がありましたら発表願います。

事務局 それでは、事務局案になりますが、会長は、宇都宮大学の中村祐司様にお願いしたいと思います。また、副会長には教育委員の川田玲子様をお願いしたいと思います。

若林課長 事務局より、会長に宇都宮大学の中村先生を、副会長に川田様を、との提案がありました。委員の皆さまいかがでしょうか。

<委員より拍手をいただく>

それでは、会長及び副会長が選任されましたので、これで議長の席を降ります。

6. 会長あいさつ

中村会長 環境審議会は、脱炭素から今日の資料にありますように身近なところまで、本当に幅広く多種多様であり、人間の行為が関係するあらゆることが、環境に紐づけられているという思いも致します。そのぶん、非常にやりがいを感じ、私も皆さんの発言から勉強させていただいております。

先程、市長から気持ちを込めたごあいさつがありました。もちろん我々は色々なデータや資料の数値を基に審議をしていくのですけれども、私も市長に迎合するわけではないのですが、気持ちの問題というのも大きいのではないかと、長く務めさせていただいて思っております。最初の環境基本計画から 10 年以上となり、この間に皆さんからご意見をいただき、環境審議会で協議してまいりました。今日も、久しぶりの再会となる委員もいれば、別の委員会で一緒になった方、初めてお会いする方もいらっしゃる、本当にありがたく思っております。環境のことは来るたびに気づかされることが多く、今日この会場に、私は新 4 号を通り車で来たので、環境に負荷をかけているのだなと思い、運転もできるだけエコドライブをするようにと考えさせられるような、様々なご意見をいただいております。

この審議会の後でスケジュールが出ると思いますが、おそらく年 3 回の開催だと思います。しかし、だからこそ形式審議で終わらず、皆さま意見をぶつけていただいて、その意見が非常に勉強になったと、この基本計画の評価や、より実践に生きていくようなご発言だと思いますので、精一杯議事の進行をさせていただきたいと思っております。また、コロナもようやくという思いがするのですが、またぶり返しが出ており、完全

な終焉が見えていない段階ですが、このように一堂に会し、こうやって対面でできて、大変ありがたく思っております。今日も時間的には最大 90 分くらいであります、精一杯議事進行務めさせていただいて、皆さんのご意見を引き出せたらと思います。どうかよろしく願いいたします。

●配布資料の確認

事務局 議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。

資料 1 下野市環境基本計画令和 4 年度実績報告の第Ⅲ編

資料 2 下野市環境基本計画令和 4 年度実績報告の第Ⅳ編

資料 3 下野市路上喫煙の防止に関する条例施行後の経過について

資料 4 ごみの減量化について

以上 4 点の他に、本日追加で配布させていただきました

審議会委員名簿と座席表

下野市環境基本計画（表紙白地にピンクの花）

下野市第二次環境基本計画

それでは、下野市環境審議会規則第 3 条第 2 項の規定により、この後の議事進行を中村会長をお願いいたします。

7. 会議成立の確認及び会議録署名人の氏名

中村会長 それでは、会議成立の確認及び会議録署名人の氏名を確認させていただきます。本日の欠席委員は 0 名です。委員定数 13 名のうち、過半数以上の委員が出席していますので、下野市環境審議会第 3 条第 3 項の規定により、会議は成立します。

本日の会議録署名人を指名いたします。名簿順で、No. 1 三橋委員、No. 13 川田委員をお願いいたします。

8. 議事

(1) 下野市環境審議会について

中村会長 それでは、議事に入ります。

(1) 下野市環境審議会について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 <第二次下野市環境基本計画の「下野市環境審議会規則」に基づき説明。
説明略>

(2) 下野市環境基本計画（第Ⅲ編及び第Ⅳ編）の進捗状況について

中村会長 次に、(2) 下野市環境基本計画の進捗状況について、事務局より説明をお願いいたします。まずは、令和 4 年度の実績報告をお願いいたします。

事務局 <資料 1 下野市環境基本計画令和 4 年度実績報告の第Ⅲ編、資料 2 下野市環境基本計画令和 4 年度実績報告の第Ⅳ編に基づき説明。説明略。>

中村会長 簡潔にありがとうございました。旧環境基本計画と第二次環境基本計画がまたがる時期で、戸惑うところもあるかと思えます。本日は旧環境基本計画を評価する時間ではないのですが、これを超えるものは全国的にも出ないのではと思っております。この計画の最終年度が昨年度であって、その実績報告がそれぞれの第Ⅲ編・第Ⅳ編に応じて資料 1 と資料 2 にできたわけです。環境審議会の中で、これを巡ってこのように

すべきだという意見をとるべきですが、今日は理解の共有ができればすごいことだと思います。この実績報告につきまして、Ⅲ編とⅣ編どちらでも結構ですので、ご質問・ご意見があれば出していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

野沢委員 第Ⅲ編を見ると、市民と一緒に取り組むプロジェクトとあるのですが、地下水汚染地区の数が少しずつ増えているのですね。また、資料の10ページを読んでいくと、デマンドバスの利用者が半分くらいしか達成していないのですが、達成していない項目に対して市役所の中でどのようなフォローをしていくのでしょうか。

中村会長 ありがとうございます。いかがなのでしょう。実績でもって課題が見出せるようなところに対して、どのように対応していくのでしょうか。

事務局 デマンドバスの方から説明させていただきます。先程野沢委員からデマンドバスの利用者が減っているということでしたが、デマンドバスの利用者が減っているのではなく、デマンドバスの運行形態が変わりました。今までは、市内全域3台のデマンドバス（ワゴン車）が走っていたのですが、乗り継ぎが必要でした。そこで乗り継いだ人を2回カウントしておりまして、これが令和2年度からは、デマンドタクシーに変わって、乗り継ぎがなくなりました。平成30年度に目標を掲げた人数に達していないのですが、数え方が変わったのであって、利用者が減ったため数値が減ったということではありませんので、ご了承願います。

中村会長 ありがとうございます。具体的な説明であったのですが、野沢委員の意図は、課題があった場合、各ページの取組に対する評価で、良ければ引き続き取り組みを続けるとか、今後はこういったことをするという形で反映することですね。そのようなことでよろしいでしょうか。

野沢委員 一つ思いましたのは、柔軟に目標値を変えろというの、場合によっては必要だと思います。例えば、本当に事情があって数値が変わってしまって、それが当たり前となれば、目標を変えろというの必要だなと感じました。

中村会長 重要な指摘ありがとうございます。ぜひ今日の審議会でこのような意見があったことは伝えてほしいですね。すごく重要なことで、そこから見出された課題については、対応をしっかりやってほしい。それから、もう一つは状況に応じて数値を柔軟に解釈する余地もあるのではないかという意見が出たということですね。

（3）第二次下野市環境基本計画について

中村会長 次に、（3）第二次下野市環境基本計画について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 <第二次環境基本計画について説明。説明略。>

中村会長 ありがとうございます。10年計画なのですが、継続はしつつも少し内容をスリム化というか絞ったというか、旧環境計画より薄いのではなくて、ややシンプルに捉えやすくしたので、いよいよそれが4月からスタートしているということです。その実績報告については、予定では来年の今頃に行うので、そこで皆さんに意見を言うってもらうことになると思います。実績の評価については、今回のⅢ編、Ⅳ編というふうに分

けないで、協働の視点を持ちつつも、所管の担当の方が実績を報告して、それに対して我々がどうだというふうになると思います。私からここで提案なのですが、基本計画をどう実施していくか、このところはこういう課題があるとか、この点を強調したいという考えはお持ちだと思いますが、本日の議事の（５）については、隗より始めよというか、この領域だけではないにしても、非常に難問中の難問で、とても大切であるということと、我々の生活に直結していることですので、少し時間をとって議論いただきたいと思います。私としては、議事（５）絡みで今日のこの基本計画の内容についてあれば、ごみ減量化以外の所でも結構ですので、意見や質問をしていただくこととしたいのですが、いかがでしょうか。いよいよ第二次環境基本計画がスタートしたということで、ありがとうございます。

（４）下野市路上喫煙の防止に関する条例施行後の経過について

中村会長 次は、（４）下野市路上喫煙の防止に関する条例施行後の経過について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 <下野市路上喫煙の防止に関する条例施行後の経過について説明。説明略。>

中村会長 コンパクトに説明くださったのですが、（路上喫煙をせず指定喫煙所で喫煙することを）皆様守っていたのですが、煙が駅のホームの流れるらしいのですね。日によって風向きが変わるのでしょうけど、それで資料にあるように訴訟という話をする方もいて、それで慎重に議論をしたのですが、最後は市長のご判断ですかね。仕方がないと思いますが、喫煙者の権利はどうなるのでしょうか。これは以前かなり熱く議論をして、たばこが吸える場所を絞ったりして、ギリギリのところでもバランスを取ろうと思っていましたが、やはり煙というのはどこに流れるかわからないものですね。JTの方も大変だと思いますね。駅の方も利用者から抗議を受けて矢面に立つこともあり、とても大変だと思います。残念な報告となりますが、よろしくをお願いいたします。

（５）ごみの減量化について

中村会長 次は（５）ごみの減量化についてです。この議題については、少し長く時間をとりたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 <ごみの減量化について説明。説明略。>

中村会長 1～2時間かかるものを短くまとめていただいて、よくできた市民向けの資料で説明いただきました。第二次環境基本計画でも今の話題は四本柱の一つでありますし、このところで時間をとって、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

新井委員 まずは資料のタイトルが「ごみにの減量化について」となっているので、市民向けの資料とするなら訂正した方がよいと思います。

内容につきましては、資源ごみが新聞紙や雑誌しかないと勘違いしている人が多いのではという気がします。私は下野市在住でなく同じ小山広域の管内で雑紙を出しているのですが、近くで出しているのは私くらいです。段ボールや新聞、雑誌は出てい

るのですが、包装紙とかチョコレート等の箱とか全然出ていないので、そのようなものも出せるのだともっと周知した方がよいという気がしました。

事務局 補足をさせていただきますが、下野市につきましては令和元年に雑紙の保管袋を作らせていただきました。こういうものが雑紙ですよということで保管袋に記載しております。それに雑紙を入れて保管していただきまして、最終的に手提げの紙袋とかで雑紙として出していただく取り組みを周知させていただいたところでございます。引き続き改めてその周知をさせていただきたいと思っております。

新井委員 それは結構出ているのですか。

事務局 本来であれば保管していただくものになるのですが、そのまま保管袋と一緒に雑紙として出されてしまい、なかなか周知や取り組みができてないことであります。

中川委員 消費者的立場で申しますと、プラ容器の出し方の判別がよくわからないので、燃やすごみとして捨てられ、資源ごみに回らないのではないのでしょうか。プラスチックと容器包装の所を少しははっきりしておくとか、全部プラはプラでいいですよとしないと思わないのではないかと思います。例えば、プラスチックの剃刀について、ぱっと見たら刃は少しでプラスチックが8割くらい占めるので、それじゃプラに入れてしまおうとなってしまいます。きちんと剃刀の刃を外して入れれば良いのですが、面倒くさくなって一緒に捨ててしまう。そのあたりの所をもう少し啓発していかねばならないと思っております。

事務局 プラスチックにつきましても引き続き啓発をさせていただきたいと思っております。今のところ小山広域管内の状況なのですが、新しい法律が去年の4月からできまして、プラ新法というものなのですが、その中で現在プラ容器包装として収集していないもので、例えばCDとかCDケース、ビデオのテープとかカセットテープ等もプラ製品なのですが、容器包装と一緒に収集して、リサイクルすることは法律的に可能となります。現在処理施設ではプラ容器だけしか受付できない状態となっておりますが、小山広域では今後どのような方向性で進めていくのか検討しております。当面の間考えられているのは、例えば公民館とか庁舎で、製品のプラスチックを一部回収するという実証事業をやってもいいかと、各市町と検討している段階です。具体的に決まりましたら、周知させていただきますのでよろしくお願いいたします。

隅谷委員 今一部というお話があったのですが、指定されるものになるのかもしれないのですが、例えばよく使う密閉容器みたいなものとかお弁当箱のようなものは、容器包装ではないので燃やす方に入れないといけないのですね。プラスチックの選別はどの品目を想定しているのかと思うのですが、もしいいなら全部回収してほしいと思うし、またごちゃごちゃにならないかなという感じもありますがいかがでしょうか。

事務局 プラスチック新法につきましては、環境省からマニュアルが出ておりまして、約150品目しか取り組みとしてなっておりません。基本的には50cm以下の単体のプラスチックのものが主なものとなっております。例えばまな板やスプーン、フォーク、虫かご等です。ポリ袋は、袋自体が商品となりますので、プラ容器の対象外となりますのですが、今年からプラ容器のリサイクル施設の南部清掃センター（野木町）で、焼却ごみ

にしないで一緒に出すような形で取組みを新しく変更させていただいているところです。その他は、例えばCDやプリンター等、単体でのプラスチック製品のもので50cm、裁断できればビニールシート、ハンガーなども対象となり、このあたりが分別されれば、燃やすごみとして出されるプラスチックが減るのではと思います。

隅谷委員 ありがとうございます。汚れたものはだめだということですかね。そういうものは燃やすしかないという表現があるみたいですが、その他のものはプラスチックの方に分別できるとなると、大きく変わってくるのかなと期待しております。どのくらい先になるのですかね。

事務局 下野市単独の意見でお答えできかねますが、小山市と野木町と一緒に取組みを進めたいなと思っておりますが、再生事業者がいないと受け入れ先がない状態になってしまいます。今の話ですと、モデルで収集はするけれども最終的に燃えるごみに行ってしまう形なので、再生事業者を探して新しい事業者が取り組んでいただけるということであれば、その業者とマッチングして、リサイクルに向かって取り組んでいただくよう協議して、契約して搬出という形になると思います。

隅谷委員 期待したいです。先程雑紙という話がありましたけれども、我が家の前のごみステーションで、お菓子の箱だとか子供のテスト用紙とかが丸見えの状態が入っていたりして、お子さんがいる家だとわかってしまいます。明日紙を処理している工場を見学させていただくのですけれども、どこまで隠したらいいものなのか、どこまでのものはシュレッダーにかけておけば大丈夫なのか、市民から見て雑紙として出しにくいものと、業者が回収OKだという感じ方がどう違うのか、日頃から感じているのでそれを確認していこうと考えております。まだ燃えるごみの中に紙が多く入っているのも事実で、やってみればもったいないという気持ちで紙を分別できるのですが、面倒くさいと思えば燃えるごみの中に入れてしまうので、意識改革をしていただくには随分努力は必要なのかなと感じております。

中村会長 私も市役所に来るときに、道の駅に入るところに「家庭ごみを持ち込まないでください」といった看板があって、色々な方がいるということですね。いかがでしょうか。

後藤委員 今も現在進行形で進んでいるところでして、小山のTSUTAYAのCDやDVDのレンタルのケースだけを毎回捨てられており、既に3,000本を超えております。30Lのごみ袋5袋分とかまとめて捨てていく方がいて、最近ではビデオの表紙の部分は取ってくれているのですが、プラスチックのケースだけをいまだに捨て続けています。警察に相談しても、それは警察の仕事ではないということで受け付けてもらえず、非常に困っている状況です。また、トラックの運転手の方が大量の家庭のごみを捨てており、運転手に注意をしているのですがたちごっこという状況です。ごみ箱を撤去するのもあまりに不親切ですし、非常に頭が痛いところです。

中村会長 ありがとうございます。トラックの運転手のように市民以外の方から持ち込まれてしまうのですね。いかがでしょうか、ぜひ一言お願いします。

川田委員 2点ありまして、一点目は資源ごみや雑紙について、私は子どもがいるのですが、チョコレートの包装紙、ビニール、箱に入っているもの全部燃えるゴミに入れるので

す。それを私が分別するのですが、子どもは知らないとは分別ができないので、小さい頃から分別をするというのを、学校や家庭で教育する必要があると思っております。環境課の職員が学校に出向いていただいて、小学校一年生から順に出張教室をやってくれたらと思います。家庭から出るごみなので、家庭から変えていかなければならないと思います。

二点目は、資源回収報奨金について自治会長は知っているのでしょうか。

事務局 毎年自治会長会議で説明をしております。コロナ禍で2～3年前は減っていましたが、今年からは資源回収を始めている団体も結構あります。

川田委員 自治会だけでなく学校でもやっているのですか。

事務局 学校や育成会でも行っております。

川田委員 ありがとうございます。

中村会長 「お父さん、お母さんそれじゃだめだよ」と子供の方が進んでいる事例で盛り上がっていた時代がありましたが、現実は逆なのですね。戻ってしまったのですかね。

三橋委員 私は下野市に住んでおまして、雑紙の保管袋をだいぶ前に見たことがある気がするのですが、これを出してはだめなのですか。

事務局 それはストック用の袋ですので、そこに紙袋とかを入れていただき、たまったら袋から出して紐で縛って、ごみとして出していただきます。

野沢委員 参考に言いますと、私の家ではティッシュの箱を出す際、ティッシュの取出口にビニールを取ってプラ容器に入れるのです。そして、ティッシュの箱は折って紙袋に詰めていきます。また、メモ用紙とかはA4の箱に詰めていきます。それらを紐で縛れば全部雑紙で出すことができます。我が家は鼻をかんだ紙と油を拭いて汚れた紙以外は絶対に燃やすごみには入れません。

先程のお話にもありましたが、子どもに教えないといけませんね。幼稚園や学校で教えてくれる機会があればやると思います。それから、この資料を見て思ったのですが、あと1、2ページ追加するのであれば、このようにやっていますよという良い例、わかりやすい写真を載せていただけると、出してみたいと思わせることができるのでしょうか。今度動画で撮ってみたいと思います。

中村会長 良い例ですね。この出し方をされると（悪い例を示されると）というのを示すと、ショックを受けると思うのですが、この後の行動が萎縮してしまいますね。

野沢委員 新聞を入れる袋に、メモして不要になった紙切れを入れていくのもいいですね。溜まれば紐で縛って出すことができます。厚紙、段ボールといった雑紙は意識して出していますね。そのような事例があるとわかりやすいのかなと思います。

隅谷委員 昨年の消費者まつりで色々な方とお話した時に、小学校でSDGsに関する話を聞いているので、SDGsという言葉が教育の中ではあるのですかね。その中で、一番わかりやすいのはごみの分別というところにあって、子どもから教わりますという話も聞きました。

中村会長 そうするのは広めていきたいですね。ありがとうございました。

議事(6) その他

- 中村会長 その他について皆様からあります。無いようですので事務局から願います。
- 事務局 先程事務局から説明がありました指定袋についてですが、審議委員の皆様から意見をいただきたいので、次回の会議は10月頃を予定しております。また日程が決まり次第お知らせいたします。よろしくお願いいたします。
- 中川委員 例えばこのような配布資料を市役所で作った時の残部の処理はどのようになさいますか。学校では機密の文書が結構あるので、ほとんどシュレッダーにかけます。しかし、それをやると繊維が切れてしまい、再生できなくなってしまうと聞きました。今おっしゃったように雑紙については紐で縛って出した方がよいと思います。シュレッダーにかけてしまうと、燃やすしかなくなってしまう。
- 事務局 シュレッダーごみにつきましては、小山広域ではお預かりしております、リサイクル業者にシュレッダーの紙ごとお出しして、再生資源業者に買っていただいておりますので、リサイクルの方に回っております。基本的にはそのまま出していただいた方が理想で、あまり細かすぎると再生するのは難しいのですが、紙資源として買い取ってくれる業者がいるので、そちらに渡しております。
- 中川委員 スナック菓子の袋のほとんどは燃えるごみなのですよ。他のプラスチックごみと一緒にしてしまうケースが多いのですが、微妙なところですよ。これについて、あるごみ収集業者に聞くと「これは全部燃えるごみだ、ほとんどプラスチックにならないのだ」と言われたことがあるものですから、その辺りをはっきりさせておけば分別も楽になるのではないかと思います。
- 事務局 プラスチックの話につきましては、改めて次回の審議会の時に資料を用意させていただきます。三年前くらいに、減量化の説明会とは別にリサイクルセンターが新しくできた時に、プラ関係の分別の資料を作らせていただいております、新しく法律が変わりまして、製品プラスチックの収集の方も検討していかなければならないということで、プラ容器包装のみを扱っております、その分別の仕方としてはプラマークが入っていないものを実はありまして、「プラ」と入っているものは基本的に分別していただくものになるのですが、例えば考えられますのは、果物のネットもプラ容器包装となります。逆に対象にならないのはクリーニング用の製品に収まった袋で、これは商品となりサービスの係るものになりますので、プラ容器対象外となります。それは今度につきましてはプラ容器包装の対象になってきますので、その辺りの取り扱いも検討していかなければならないと考えております。また改めて資料を作成して、次回の審議会の時のご説明できればと思いますので、よろしくお願いいたします。
- 中村会長 それでは、本日の議事はすべて終了しました。進行を事務局へお返しいたします。

6.閉会

- 事務局 中村会長には、議事の進行につきまして、ありがとうございました。委員の皆様には長時間慎重にご審議いただき、誠にありがとうございました。
- 本日の会議は、これで閉会いたします。大変お疲れ様でした。

以上